

北斗株式会社 人権方針

人権への問題意識の高まりと企業の社会的責任を踏まえ「北斗株式会社 人権方針」を定めました。各国・各地域における法令や、文化・宗教・価値観などを正しく理解・認識することに努め、その責任を果たしてまいります。

(対象)

本方針は、北斗株式会社のすべての役員・社員に対して適用されます。

私たちの取引先やビジネスパートナーに対しては、本方針を理解し、人権を尊重するよう求めています。

(国際規範・法令の遵守)

事業活動を行う地域で適用される法令等を遵守するとともに、人権については「国際人権章典」、「労働における基本的な基本原則および権利に関する国際労働機関宣言」、「ビジネスと人権に関する指導原則」及び「「ビジネスと人権」に関する行動計画（2020-2025）」を支持・尊重し、これらの規範に基づいた取り組みを実施していきます。

(事業活動を通じた人権尊重)

人種、宗教、国籍、年齢、性別、障がい等を理由とするあらゆる差別およびハラスメント行為を行わず、事業活動において人権を尊重し、人権侵害を助長しないよう努めます。

「ハラスメント行為の禁止」を明記した「就業規則」の他「ハラスメント防止規定」を制定しています。

(人権デューデリジェンス)

人権に関わるリスクを把握・評価し、採用時の面談、採用後のキャリアコンサルティング、また取引先やビジネスパートナーにおいても適切な人権デューデリジェンスを行うよう努めるとともに、これを継続的に実施します。

(教育)

本方針に基づいた行動が、私たちの事業活動の全般に亘って実践されるよう、すべての役員・社員に対し適切な教育を継続的に行います。

(対話と協議)

本方針の一連の取り組みについて、関係者との対話・協議を継続的に行います。

(苦情処理窓口)

人権、ハラスメント、その他苦情処理窓口を設置しています。窓口への相談に関しては、当事者のプライバシーを守りつつ、再発防止を含め速やかに適切な対応をしていきます。

(情報開示)

人権尊重への取り組み内容と進捗について、その情報を適宜開示します。

2022年1月

北斗株式会社

代表取締役 池谷 義孝